

柳井地域広域水道企業団公告第19号

次のとおり一般競争入札を実施します。

令和8年9月17日

柳井地域広域水道企業団

企業長 井原 健太郎

1 入札に付する事項

次に掲げる工事の請負

(1) 工事名

小松開作地区配水管布設替工事（第1工区）

(2) 工事場所

山口県大島郡周防大島町大字小松開作地内

(3) 工事の概要

工 事 内 容
配水管布設替工
HPPE φ150 L=4.5m、HPPE φ100 L=108.5m
HPPE φ50 L=3.2m
仕切弁 φ150 2基、φ100 2基、φ50 1基
不断水工法仕切弁 φ100×φ100 1箇所
給水管布設替工
5戸
消火栓設置工
1基

(4) 工期

契約締結の日の翌日から約4月間

(5) 予定価格

事前公表しない。

(6) 最低制限価格

本件は最低制限価格制度を適用する。最低制限価格を下回る入札は無効とする。

2 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

(2) この公告の日において、令和7・8年度周防大島町建設工事競争入札参加資格者のうち、水道施設工事の認定を受けていること。

- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の主たる営業所を周防大島町内に有していること。
- (4) 柳井地域広域水道企業団指定給水装置工事事業者又は周防大島町指定給水装置工事事業者の指定を受けていること。
- (5) 主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。なお、法第26条第3項の規定に該当する場合は、当該技術者を専任で配置すること。
- (6) 監理技術者にあつては、水道施設工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ、法第26条第4項の国土交通大臣の登録を受けた講習（以下「登録講習」という。）を受講している監理技術者（以下「監理技術者」という。）であること。
- (7) この公告の日から当該入札に係る落札者を決定する日までの間のいずれの日においても、柳井地域広域水道企業団建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

3 契約条項を示す場所

柳井市南町一丁目10番2号 柳井市役所内
柳井地域広域水道企業団 総務課

4 入札を執行する場所及び日時

(1) 場所

周防大島町大字久賀5058
久賀総合センター 1階 視聴覚室

(2) 日時

令和8年10月22日 午前10時30分

5 入札に係る手続

入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を、令和8年9月28日午後1時まで
に柳井地域広域水道企業団総務課に提出すること（日曜日、土曜日及び休日を除く。）。な
お、その確認結果を記載した書面を令和8年10月6日までにファクスで通知する。

ア 一般競争入札参加申請書（第1号様式）

イ 主任技術者又は監理技術者の資格及び工事経験について記載した書類（第3号様式）

ウ 監理技術者が登録講習を受講した者であることを証する書面

注）監理技術者資格者証の写し（表・裏）、住民税特別徴収税額の通知書（特別徴収
義務者用）又は健康保険・厚生年金保険の標準報酬決定通知書、所属会社が発行す
る雇用証明書（任意様式）等、継続的な雇用を確認できる書類のいずれかを添付し
て提出すること。

6 入札保証金

免除する。

7 入札無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 郵便又は電信による入札
- (3) 記名押印のない入札
- (4) 工事費内訳書の提出のない入札
- (5) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

8 落札者の決定方法

柳井地域広域水道企業団の契約に関する規程（平成27年管理規程第2号）第17条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 その他

- (1) 入札に際し、入札金額に対応する工事費内訳書の提出を求める。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額を持って落札価格とするので、入札者は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 設計図書は、令和8年9月17日から同年10月21日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間、柳井地域広域水道企業団工務課において、縦覧に供するとともに、2の入札参加資格の要件の確認を受けた者に配布する。
- (4) 契約保証金として、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、国債の提供又は金融機関若しくは公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、工事履行保証契約又は柳井地域広域水道企業団を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。
- (5) 詳細については、柳井地域広域水道企業団総務課（電話0820-25-0255）に問い合わせること。